

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査報告

2021年9月

株式会社国際協力銀行

1. 本報告の背景、対象案件及び構成

(1) 本報告の背景

株式会社国際協力銀行（以下「JBIC」）は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」）の実施状況の確認のため、2021年4月に「実施状況の確認調査報告」をまとめ、同年4月16日に開催した環境ガイドライン改訂コンサルテーション会合（第3回会合）において報告した。

またJBICは、実施状況の確認の一環として、調査対象としたカテゴリA案件から6件（以下「実査対象案件」）を抽出の上、事業者等との面談¹等を通じて調査を行った。当該調査は上記報告の時点では未了であったため、改めて本報告において実査対象案件に関する実施状況の報告を行うものである。

(2) 実査対象案件

実査対象案件は、現行の環境ガイドラインを適用して環境レビューを行ったカテゴリA案件から、案件の地域（欧阿中東3件、アジア大洋州3件）及びセクター（天然ガス開発1件、石油化学1件、火力発電1件、風力発電2件、地熱発電1件）等を考慮して選定した。地域とセクターの組み合わせは、以下の通り。

- アジア大洋州・天然ガス開発案件
- 欧阿中東・風力発電案件
- 欧阿中東：風力発電案件
- 欧阿中東：地熱発電案件
- アジア大洋州・火力発電案件
- アジア大洋州・石油化学案件

(3) 本報告の構成

本報告は、実査対象案件の環境社会配慮について、JBICによる環境レビュー後のモニタリング期間の対応も含め、環境ガイドライン第2部の項立てに沿って記載している。なお、本報告の目的は環境ガイドラインの実施状況を全体として把握することであり、個別の案件の対応について論じることを目的とするものではないため、必ずしも個別案件を特定できる記載としていない。

¹ 前回の環境ガイドラインの改訂の際には、プロジェクトの実施地に訪問して調査を行ったが、今回は新型コロナウイルスによる影響のため、実施地に訪問することができなかった。そのため、ウェブによる面談等を行った。

2. 基本的事項

(1) プロジェクトに係る調査・検討（環境社会影響評価）

すべての案件について、その計画段階でプロジェクト全体を対象として、環境への影響に係る調査・検討が実施されるとともに、検討の結果が ESIA 報告書等の独立した文書として作成されていた。調査の実施にあたり、各案件において何らかの代替案²が検討されていた。

なお、環境レビュー後に、以下に示すように、プロジェクトスコープの分割に伴う ESIA 報告書の修正や環境許認可の再取得が求められない範囲の設計変更が行われた案件が 2 案件あった（同一案件において複数の変更が行われたものがある）。

- プロジェクトスコープの分割に伴う ESIA 報告書の修正（当初計画されていたプロジェクトが 2 つのフェーズに分割され、JBIC 融資対象がフェーズ 1 のみに限定。同スコープ分割に伴い、ESIA 報告書が修正されたもの。）
- 燃料の保管方法の変更
- 排水処理方法の変更
- 燃料の調達方法の変更

(2) ESIA 報告書の作成

対象案件のうち 5 案件については、プロジェクト実施国の制度に基づく環境アセスメントが実施され、ESIA 報告書が作成された。

残る 1 案件（アジア大洋州・石油化学案件）については、現地制度上、ESIA 報告書の作成が求められず、環境管理計画書及び環境モニタリング計画の作成が求められた³ため、当該計画が作成された。JBIC は、これらの提出を受けたうえで、個別のヒアリングや現地実査も行い、環境レビューを実施。

(3) 委員会の設置

6 案件のうち 3 件については、以下のような委員会が設置されていることを確認した。なお、委員会が設置されていない案件であっても、当該案件に対して特段の苦情や反対運動は発生していない。

- プロジェクト実施国の環境許認可等の取得プロセスの中で設置された委員会
- 住民移転のモニタリングを行うために、事業者や公証人等から構成される委員会

² プロジェクトを実施しない場合の検討、プロジェクトサイトの位置に関する検討、プロジェクトに導入される技術の検討などで、詳細は案件によって異なる。

³ すでにプロジェクト実施国の環境社会影響評価プロセスが実施された工業団地内で実施されるプロジェクトの場合、環境社会影響評価の対象事業であっても、環境社会影響評価は免除され、環境管理計画及び環境モニタリング計画の作成のみ必要となる。

3. 対策の検討

(1) 対策の検討

2. (1) 参照。

(2) モニタリング計画／環境管理計画

すべての案件で、環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成されていたことが確認できた。ただ、案件によってその形式は異なり、環境管理計画と環境モニタリング計画が独立した文書としてそれぞれ作成されているものが2件、環境管理計画が独立した文書として作成され、当該計画の中にモニタリング計画が含まれるものが2件、ESIA 報告書の中に環境管理計画とモニタリング計画が盛り込まれているものが2件であった。

また、すべての案件において、モニタリングの費用が予算化されるとともに、専門の職員を配置していたり、外部の分析会社と協力する等、モニタリングの体制が構築されていることが確認できた。

4. 検討する影響の範囲

(1) 検討項目

ESIA 報告書で検討している範囲の中には、汚染対策、自然環境、社会環境等が含まれていた。JBIC の環境レビューに必要であるが ESIA 報告書に記載されていない情報や、より詳細な情報を入手する必要があると判断された情報については、JBIC は環境レビュー時に質問状や現地実査により確認を行っていた。

5. 法令、基準、計画等との整合

(1) 法令・基準等との遵守状況

プロジェクトの実施にあたり、現地の法令、基準を遵守する計画であることが、すべての案件で確認された。また、基本的にすべての案件について、現地の法令、基準等を遵守する計画であることが確認されたが、一部基準値の超過が見られたものも存在した。概要は以下の通り。

① 許認可

すべての案件について、作成された ESIA 報告書等は当局により承認され、環境許認可を取得していた。当該許認可の付帯条件の遵守に対する違反や当局からの指摘はこれまでに確認されていない。

② 大気質

6 案件のうち、大気汚染物質を含む排ガスを排出する案件は、3 案件存在した。このうち 2 案件からの排ガスの排出計画値は現地基準を遵守していることを確認した。残る 1 案件については、現地基準は設定されていなかったが、その排出計画値は国際的なガイドラインのガイドライン値（以下「国際基準」）を遵守していることを確認した。

環境大気質については、上述の 3 案件のうち 2 案件において大気拡散予測（周辺のプラント等による影響を加味した累積影響）が実施されている。このうち 1 案件については、プロジェクトサイト近隣の居住地では現地基準を遵守しているものの、プロジェクト周囲でレセプターが存在しない地点で一部の指標について現地基準の超過が予測された。当該プロジェクトでは、低 NOx バーナ等の導入により、排ガス中の大気汚染物質濃度を低減させるための対策を講じることで、排出計画値は現地基準を遵守していることを確認したが、JBIC は当該プロジェクトからの排出値及び環境値をモニタリング項目として設定し、操業中も状況をフォローすることとしている。もう 1 案件における大気拡散予測は、現地基準を遵守していることを確認した。大気拡散予測が実施されていない 1 案件は、プロジェクトが沖合に位置しており、周囲にレセプターが存在しておらず、環境大気質への特段の影響が見込まれないためであり、大気拡散予測を実施しないことについては当局も承認済みである。

③ 水質

すべての案件において、排水は、現地基準に沿った形で表層水に排水されるか、蒸発処理もしくは地下圧入という形で、周辺に影響の及ばないよう処理される計画であり、これまでに現地基準の超過は確認されていない。

④ 騒音

6 案件のうち 4 案件では、居住地等のレセプターがプロジェクトサイトから離れている等の理由により、騒音の基準超過を含む騒音影響は見込まれない。

残る 2 案件のうち、1 案件は、騒音予測を行ったところ、プロジェクトサイト周辺の一部地域で夜間における現地基準の超過が確認された。これは既に現況値が基準値を超過しているためであるが、事業者は夜間に陸揚げを行わないことに加え、機器のメンテナンスの実施、騒音発生機器への消音機の設置、プロジェクトサイト周辺における防音壁の設置等の対策を講じることで、プロジェクトからの追加的な騒音を、国際基準を満足するレベルにまで下げる計画であることを確認し

ていた。これにより、プロジェクトからの騒音による特段の影響は見込まれないものの、JBICは、陸揚げを行う港湾施設付近の騒音値をモニタリング項目として設定し、操業中も状況をフォローすることとしている。現在は建設中のため、操業に伴う騒音は発生していない。

もう1案件は、現地において騒音に係る現地基準は存在しないが、騒音予測の結果、国際的なガイドライン値を超過することが見込まれる住居が存在することが確認されたが、当該エリアは移転対象地域とされており、移転後は影響を受けるレセプターが存在しない点を確認済である。

⑤ その他

すべての案件で事業者は労働関連法を遵守する計画であり、これまでに労働関連法の違反に係る報告は受けていない。また、すべての案件で労働者に対して保護具の提供や労働安全衛生に係る教育を行っている。労働者と管理者との間で特段の問題（摩擦）も生じていない。また、作業員の中の一定割合を地元住民から雇用しており、地域の雇用にも貢献している。

(2) 保護区、文化遺産

プロジェクトサイトの一部が、現地制度に基づき指定された保護区を含む案件が1案件存在したが、当該保護区は建設作業中に追加的な配慮を行うことで開発が許可されている地域であり、事業者は、パイプラインの埋設を回避したり、工事以外のエリアへの作業員の立ち入りを禁止するなどの対策を講じており、当該保護区を含んだ形での開発について承認を得ている。なお、これまでの工事・操業を通じ、プロジェクトによる保護区への影響・対策について当局からの指摘等は受けていない。

また、いずれの案件も、現地制度に基づく文化遺産に登録されているサイトの外で実施されていた。

6. 社会的合意及び社会影響

(1) ステークホルダーとの合意形成

ESIA 報告書が作成された5案件のうち4案件については、環境許認可を取得するプロセスの中で、現地制度に従いESIA 報告書の公開やコンサルテーションが実施され、事業者は協議の結果を必要に応じてプロジェクトの内容に反映させている。残る1案件については、プロジェクトが沖合に位置しており、関連当局の行政責任下にある領海内ではない場所で行われるプロジェクトであるため、現地制度上、パブリックコンサルテーションの実施は求められないことから、コンサルテーションは

実施されていない。ただし、当該案件の実施については、新聞やインターネットで情報が提示されていることから、住民が当該案件について認識する機会は確保されており、本件に係る苦情や反対運動等は確認されていない。

現地制度上、ESIA 報告書ではなく環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された 1 案件（アジア大洋州・石油化学案件）については、住民への説明会の開催等は現地制度上義務付けられていないが、これら各計画に対する承認を取得する段階で、当局や地域住民代表者から構成される審査会が開催され、意見を収集し、その結果を必要に応じてプロジェクトの内容に反映させていることが確認された。

なお、対象案件のうち、建設業者を相手取った訴訟が 1 件確認された。工事中における重機の通行に伴い発生する振動に関して周辺住民から訴訟があったもので、その後に調査を実施したところ、問題となっている振動は工事に起因していないということが判明したが、当該住民との協議を経て、アクセス道路を住宅からさらに離すなどの対策を講じることで和解していることが確認された。

(2) 社会的弱者への配慮

社会的弱者への配慮として、寡婦、高齢者及び障害者等への配慮を確認できた案件が 2 案件存在した。社会的弱者に対して生計回復計画を優先的に適用したり、職業訓練等の支援を行うなどの対策を講じることであった。

7. 生態系及び生物相

(1) 生態学的に重要な自然生息地・森林の著しい転換・劣化

いずれの案件についても、プロジェクトサイト及びその周辺に生態学的に重要な自然生息地は存在せず、当該エリアの転換・劣化を生じるものではない。

(2) 自然生息地の著しい転換・劣化

プロジェクトサイトが自然生息地を含む案件が 1 案件存在したが、自然生息地はプロジェクトサイト周辺にも広がっており、プロジェクトによる改変は自然生息地全体のごく一部分であることから、当該自然生息地の著しい転換・劣化を生じるものではない。

(3) 森林伐採・森林認証

森林伐採が行われるのは 1 案件のみである。森林伐採のための許可を必要とするものではなく、当局が当該伐採について特段の問題はないとの判断をしており、違法伐採には該当しない。また、商業伐採を行う案件ではないため、森林認証は取得し

ていない。

8. 非自発的住民移転

非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じる案件は2案件存在した。

このうち1案件については、事業者がプロジェクトに参画する前に、当局が主導する形で用地取得や補償等を一括して実施し、事業者の参画時点では、既に用地取得対象者又は移転対象者との合意の上、補償及び移転が完了していた。事業者は、当局による移転手続と国際基準のギャップ分析を行った上でコミュニティ開発計画を策定し、プロジェクトでの優先雇用、コミュニティへの水供給用パイプライン敷設、漁業者への支援、貧困世帯や高齢者への支援、地域の医療施設への寄付等の支援を行っているところであり、JBICは、当該計画の実施状況をモニタリングすることとしている。

残る1案件については、住民移転計画策定済だが、一部の移転対象者と交渉継続中であり、住民移転は完了していない。JBICは住民移転の実施状況をモニタリングすることとしている。なお、合意締結済みの移転対象者に対しては、事前の補償が実施されている。

環境ガイドライン上、大規模非自発的住民移転または生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合は、住民移転計画（必要に応じ生計回復計画を含む）がJBICに提出されることが規定されている。上述の2案件は、どちらも大規模と判断されるものであった。このうち1案件は当局が作成した住民移転計画及び事業者によるコミュニティ開発計画がJBICに提出された。もう1案件についても、住民移転計画が作成され、JBICに提出されていた。

9. 先住民族

6案件の中で、先住民族に対して影響が及ぶような案件は確認されなかった。

10. モニタリング

(1) モニタリング計画

事業者は、事前に計画されたモニタリング計画等に基づき、建設時、操業時を通じて各種モニタリングを行う計画である。各事業者は、モニタリングの実施にあたり、専門の職員を配置したり、外部の分析会社等と協力する等、モニタリングの体制を構築している。

(2) モニタリング結果の公開

6 案件のうち 3 案件は、事業者または当局がホームページ上でモニタリング結果を公開している。残りの 3 案件については、事業者自らモニタリング結果を一般公開することは計画されていないが、要請に応じて適切に対応することとしている。

(3) 第三者からの指摘への対応

すべての案件において、事業者内で第三者からの苦情等を受け付けるための窓口（電話、e-mail 等）を設置する、地域住民との定期的な協議等の場の中で苦情等を受け付けるといった方法により、第三者からの指摘を受け付ける体制が構築されていた。受け付けられた苦情は、事業者内部での検討はもちろんのこと、案件によっては当局や地域住民との協議を経て対応について検討されることが確認された。

これまでに、周辺住民から指摘が寄せられた例として大気質、車両の通行、アクセス道路のルートに関するものがあるが、事業者は以下のとおり対策を講じており、その後は特段の問題は生じていない。

- 大気質：アクセス道路への散水量を増やす。
- 車両の通行：通行道路を補強する。
- アクセス道路のルート：周辺住民の住宅や生活に利用する水源等から離れたルートにする。

1 1. ESIA 報告書の内容

(1) 環境アセスメント手続きに基づく承認の取得

ESIA 報告書が作成された 5 案件については、プロジェクト実施国の制度に基づく環境アセスメントが実施され、ESIA 報告書が作成された。いずれの案件についても、ESIA 報告書は、JBIC の融資の意思決定前に、プロジェクト実施国の当局に承認されていた。残る 1 案件（アジア大洋州・石油化学案件）については、環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成され、プロジェクト実施国の当局に承認されていた。

(2) ESIA 報告書の言語

各案件の ESIA 報告書もしくは環境管理計画・環境モニタリング計画のオリジナル版は、プロジェクト実施国の公用語もしくは広く利用されている言語で作成されていた。なお、オリジナル版が英語ではない場合、JBIC は英訳版を入手し、環境レビューを実施した。

(3) ESIA 報告書の公開

ESIA 報告書が作成された 5 案件のうち、1 案件を除き、プロジェクト実施国の環境アセスメント手続きに従い、ESIA 報告書が公開されていた。なお、現在も事業者または当局のホームページ上で ESIA 報告書を公開している案件は 2 案件である。ESIA レポートが公開されなかった案件については、公開の要望があった場合は当局により情報提供が可能とされている。環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された案件については、当該計画が当局等の定められた場所で公開されていた。

(4) ステークホルダーとの協議

6 案件のうち、1 案件（上述 6. (1) 項参照）を除く 5 案件で、ステークホルダーとの協議が実施されていた。環境レビューの際には、協議記録等が書類として残されているかどうかは確認をしていないものの、協議の実施時期、参加者、協議の際に寄せられたコメントや事業者の対応等について確認を行っており、協議の内容について事業者は十分把握しているものと判断される。協議の実施時期については、環境影響評価項目選定時及び ESIA 報告書ドラフト作成時に実施されたと判断される案件は 2 案件であった。

(5) ESIA 報告書に記載されている項目

ESIA 報告書が作成された 5 案件は、環境ガイドライン第 2 部 2. (別表) に定められている項目を概ね満たしていた⁴。「案件の記述」、「基本情報」、「環境への影響」、「環境管理計画」、についてはすべての ESIA 報告書（環境管理計画等が別途作成されている場合は当該計画も含む）の中で記載されていた。なお、現地制度上、ESIA 報告書ではなく環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された 1 案件（アジア大洋州・石油化学案件）については、環境管理計画及び環境モニタリング計画の中で、「案件の記述」、「政策的、法的、及び行政的枠組み」、「基本情報」、「環境への影響」、「環境管理計画」が記載されていた。

記載のない事項については、JBIC は環境レビューの中で質問状や現地実査での事業者との面談の際に確認を行っている。

1.2. まとめ

本調査で取り上げた 6 案件については、原則として環境レビューの際に確認した内容に沿った形でプロジェクトが進められており、これまでに環境社会面で負の影響を

⁴ すべての項目を満たしているのは 2 案件。「概要」がない案件が 1 案件、「政策的、法的、及び行政的枠組み」に係る記載のない案件が 1 案件、「代替案の分析」に係る記載のない案件が 2 案件存在した。

及ぼしていないことを確認できた。なお、一部の案件で、予測の結果、基準値（環境値）の超過が見込まれるものが存在したが、これについては、基準値（環境値）の超過がプロジェクトを原因としたものにならないように、事業者が適切な対策を講じる計画であることを確認しており、プロジェクトによる特段の追加的な影響が見込まれないと判断される。これより、すべての案件は環境ガイドラインを遵守する形でプロジェクトが実施されていると判断される。

今回の現地実査調査は、世界各地で新型コロナウイルスによる影響がある中で、関係者の皆様にご協力をいただきながらの実施となった。現地実査調査の検討当初は、前回の環境ガイドライン改訂時の「現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査報告」における総括（まとめ）も踏まえ、意思決定からある程度の期間が経過した案件に対象を限定することを想定していたものの、新型コロナウイルスの影響から、本件実査調査の受け入れが可能な案件が限られたため、結果的に、実査対象案件の中には建設中の案件も含むこととなり、操業段階の実施状況を確認できた案件は一部にとどまった。前回改訂時と同様の観点とはなるが、モニタリング段階における実施状況の確認を包括的に行うためには、意思決定からある程度の期間が経過した案件を対象とすることがより望ましいと考えられる。

以 上